

## 退去されるご入居者様へ

賃貸借契約解除通知書（解約通知書）は、必ず退去されるお日にちの前月末日までにご捺印された原本を、弊社へご持参、またはご郵送ください。電話・FAX・メールでは、受け付けられませんので、ご了承下さい。

（解約通知書を送付されたにも関わらず、弊社へ到着しなかった場合、送付の立証責任は送付された方になります。配達証明郵便若しくは簡易書留等で送付されることをお勧めいたします。）

また、退去のお引渡の際は、弊社担当者と立会にてお引渡となります。解約通知書に立会希望日をご記入下さい。ただし、ご希望に沿えない場合がございますので、ご了承願います。詳しくは、解約通知書に記載されておりますので、ご確認ください。

退去の立会当日までに、すべてのお荷物の搬出をお願いいたします。お荷物が残っていると立会が出来ません。出直すこととなり、立会2回目の立会手数料が必要となります。必ずお荷物はすべて搬出をお願いいたします。

あと、お部屋のお掃除をお願いいたします。キッチン・換気扇の油污れも綺麗にされていないと、ハウスクリーニング料金が発生いたします。ワンルームで2万円からとなりますのでご注意ください。

立会・お引渡しの際には、鍵すべて（本キー及びコピーキーがあればコピーキーもすべて）をお返しいただき、補修個所の明細にご署名ご捺印いただき終了となります。鍵及び印鑑をお忘れ無きようお願いいたします。

次ページに現在弊社使用の契約書条項を記載しております。契約時期により多少の相違がございますので、お持ちの契約書をご確認ください。

## 契約条項

### 第 17 条 (明渡し)

1. 乙は、本契約が終了する日までに（第 10 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに）、乙及び同居者等所有の動産を搬出し、本物件を明け渡さなければならない。
2. 前項の契約終了日までに乙が動産を搬出しないときは、乙及び同居者等がこれらの動産を甲に無償譲渡したものとみなし、甲及び管理者は任意に立入、これらを処分することができるものとします。これによって生じた乙及び同居者等の損害は理由の如何を問わず甲及び管理者に請求できないものとする。また、処分に要した費用は、乙の負担とします。
3. 乙は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
4. 明渡し時には、甲又は管理者が立会うこととする。立会日については甲又は管理者と都合の合う解約日までに行います。また甲又は管理者の定休日・特定休業日・営業時間外は立会出来ません。解約日が定休日・特定休業日となった場合は、乙はその前日までに明け渡さなければなりません。ゴールデンウィーク・年末年始など月をまたぐ場合、休業日前日までに立会できない場合は、乙は次月分の賃料等を支払うこととする。
5. 乙は、契約終了日までに賃貸住宅を明け渡さないときは、契約終了日から起算して明渡しの日までの家賃の 2 倍の損害金及び諸料金を支払わなければなりません。

### 特約条項

2. 乙が 3 月・4 月及び 12 月に賃貸住宅を明け渡す場合は、当該月の 25 日までに明け渡すものとします。明渡すことが出来出ない場合は、違約金として賃料の 1 ヶ月分を支払うこととする。
- ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

株式会社 LD ハウス

京都府向日市寺戸町中ノ段 1 3 2F

TEL 075-924-3700

## 賃貸借契約解除通知書(解約通知書)

物 件	所在地			
	名称			号室
解約日	西暦	年	月	日
立会希望日	西暦	年	月	日 時(明渡日)

賃借人は、契約条項(下記記載)により、上記賃貸不動産の賃貸借契約を解除し、解約日までに、明渡すことを確約いたします。

万一、明渡が遅延することがあれば、理由の如何を問わず、遅延によって、発生した損害は、賠償いたします。

また明渡日経過後、上記賃貸不動産に賃借人の動産が搬出されず、残置されている場合賃借人は、これらの動産を、賃貸人に無償譲渡いたします。

よって、賃貸人が任意に立入、動産を処分しても一切異議申立ていたしません。

また、処分に要した費用は、賠償いたします。

退去明渡の立会日時は、管理者と打合せの上、午前11時から午後4時までの双方都合の合う解約日までに行います。また、管理者の定休日・及び特定休業日は、立会い出来ないことを了承し契約の解除を申し入れます。

立会が複数回に及ぶ場合は、管理者に立会い手数料として、金1万円をお支払いいたします。

管理者の定休日及び特定休業日(立会が出来ないお日にち)

定休日	毎週火曜日・水曜日	GW休業日	4月27日～5月6日
年末年始	12月25日～翌年1月8日	夏季休業日	8月10日～8月18日
その他	研修日(お問合せ下さい)		

### 契約条項抜粋

乙は、この契約を解除しようとするとき及び契約期間満了により退去する時は、その1ヶ月前に甲に書面で通知し、その通知日より1ヶ月目をもってこの契約を解除することが出来るものとします。

### 特約条項抜粋

乙が3月・4月及び12月に賃貸住宅を明け渡す場合は、当該月の25日までに明け渡すものとします。

通知日は電話でご連絡頂いた日付ではございません。貸主又は管理人に解約通知書を提出した日付です。(郵送の場合はご記入頂いても消印日になります。)

通知日 西暦 年 月 日

賃 借 人	住 所			
	氏 名			印
	連絡先 TEL			
	移転後 新住所			
	移転後 連絡先			

保証金返還口座(口座名義は賃借人様名義の口座でお願いいたします。)

銀行名			支店名		
口座種類	普通 当座	口座番号			

## ご退去に伴う火災保険の解約手続きについて

ご加入中の火災保険の解約手続きは、契約者ご本人様より、直接下記『解約センター』へご連絡の上、お手続きください。

◆ご連絡の際はあらかじめ、契約番号と解約返戻金の振込先の口座番号等が分かるものをご用意の上、ご連絡ください。

契約番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

解約日(退去日)

年

月

日

●株式会社全管協共済会 解約受付センター

**0120-208-001**

受付時間: 月～土曜日(日曜・祝日を除く) 9時～18時

※解約返戻金は経過期間により異なります(経過期間により返戻金がない場合がございます)

**お電話の際は、おかけ間違いのないようご注意ください**

引受少額短期保険業者(共同保険幹事会社)



株式会社 ZENPANSHA KAIKYO-KAI  
**全管協共済会**

関東財務局長(少額短期保険)第16号  
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1  
朝日生命大手町ビル17F  
URL <http://www.zk2.jp/>

お問合せ先<取扱代理店>

株式会社LDハウス

〒617-0002

京都府向日市寺戸町中ノ段13番地

スペリオン寺戸2F

TEL 075-924-3700

定休日 火曜日・水曜日